

## サイボウズ株式会社グローバル持株制度の概要

### 1. 総則

サイボウズ株式会社グローバル持株制度（Cybozu Employee Share Ownership Plan、以下「本制度」といいます）の運営は、サイボウズ株式会社（以下「当社」といいます）が統括します。

### 2. 参加資格

サイボウズおよび子会社の従業員で、日本国外のサイボウズの拠点が存在する国\*の居住者（以下「**参加資格を有する従業員**」といいます）が、本制度に参加する資格を有します。

\*ただし、法律、規制、その他事務運営上の理由により対象外となる場合があります。

### 3. 本制度における株式取得の権利

本制度は参加資格を有する従業員に対する当社株式取得の仕組みです。当社は参加資格を有する従業員全員に対し、本制度への参加申込申請の受付を案内しますが、参加は任意です。

参加者は当社株式の取得を目的とし給与天引きで定期的に拠出することができます。参加者の拠出に対し、当社の現地法人は奨励金を付与し、当社株式の取得に充当します。給与から拠出を控除する頻度は、現地法人ごとに決定します。

当社は本制度において参加者が拠出できる最小拠出額および最大拠出額ならびに奨励金率を定めます。

本制度への参加申込申請は、各現地法人が定める受付期間中に行うことができます。参加者は本制度に参加する際に、グローバル持株制度参加同意書の全項目に記入して提出します。

グローバル持株制度参加同意書は、以下の項目を定めます。

- 1回の拠出につき、参加者が給与からの拠出を希望する金額
- 参加者が選択する拠出額のうち、拠出が行われる際にサイボウズが奨励金として参加者に支払う割合
- 参加者が選択した拠出額および奨励金が参加者の給与から天引きされ、サイボウズ株式取得に充てられることへの参加者同意

参加同意書を受け入れた各拠点は次の手配を行います。

- 拠出が行われるごとに、参加者に対して奨励金を支払うこと
- 選択した拠出金および奨励金を参加者の給与から天引きすること
- 拠出された金額を当社株式の買付けに充当すること

### 4. 持株制度管理責任者

本制度において参加者が取得した株式は、参加者に代わり持株制度管理責任者が管理します。参加者は本制度において取得した株式に対して支払われる配当金を受け取る権利および年次株主総会において議決権を行使する権利を有します。

参加者は本制度において取得した株式を売却、もしくは本制度からの当該株式の振替を持株制度管理責任者に指示することができます。

ただし、中国に居住する参加者は本制度からの株式の振替は行えず、本制度株式の売却のみ可能です。配当金および売却益は中国に送金され、参加者の銀行口座等に振り込まれます。

### 5. 参加の継続

参加者は給与から拠出する金額を（最大および最小許容拠出額の範囲内において）変更することができます。

また、参加者は本制度への参加を休止することができます。

また希望すれば、本制度から完全に脱退することもできます。ただし、一旦脱退した参加者は特別の事情がない限り、通常は再度参加することはできません。

当社は本制度における最大・最小許容拠出額、奨励金率を変更することができます。

#### 6. 配当金の再投資

当社が別に定めた場合を除き、本制度において保有される株式の配当金は、参加者に代わり当社株式に再投資されます。中国の参加者の配当金は中国へ送金する必要があり、再投資はされません。

#### 7. 退職者

参加者が退職した場合、本制度における参加者資格を喪失します。

その場合、参加者は取得株式を当面の間本制度における管理継続が可能ですが、持株制度管理責任者に自己の口座への振替か売却の指示を出す必要があります。

#### 8. 改正と廃止

会社は、いつでも本制度を変更することができます。

本制度は会社が本制度の廃止を決定しない限り存続します。